

人材活用サイクル

巻頭言

特許庁技術懇話会 代表委員 上野 信



我が国産業の国際競争力の強化と経済の活性化のため、知的財産立国実現すべく開催された2002年3月の知的財産戦略会議第1回会合以降、7月の知的財産戦略大綱の決定、12月の知的財産基本法の公布、そして2003年3月の知的財産基本法の施行と知的財産戦略本部の設置により、知的財産立国に向けた施策が集中的・計画的に遂行され、知的財産戦略本部では「知的財産立国」の実現にむけた具体的な取り組みとして「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定した。

このようにきわめて短期間に、期限を定め、実施すべき官庁を特定して政府全体で取り組んだ国家計画はこれまでになかったものであり、戦略会議、戦略大綱、知的財産基本法の制定に至る過程は、同時期に争われていた巨額な特許裁判である青色発光ダイオード裁判とともに、ほぼ毎日のように新聞で報道されたことは記憶に新しい。

その後、2004年には「知的財産推進計画2004」が決定・実行され、今年6月には「知的財産推進計画2005」が決定されている。

最近、戦略本部の動きに関する新聞報道は少なくなってきたものの、推進計画で示された目標、たとえば、大学等における知的財産の創造の推進、特許審査の迅速化、紛争処理機能の強化、海外市場対策の強化、水際及び国内での取締りの強化など、は各担当省庁においてブレークダウンされ、確実に実行に移されつつある。

また、多くの大学における知財本部の設置や知的財産に関する講座の創設が相次いだことや、関税定率法に基づく海外よりの侵害製品への差し止め請求、国内企業間における特許侵害事件に関する報道が見られるようになってきたことから、国民の知的財産に関する意識も高まってきていることが窺える。

今年4月には知的財産をめぐる紛争について、充実した審理を行い、ハイレベルの専門的知見を踏まえた適正な判

断を迅速に行うことを目的として知的財産専門の知的財産高等裁判所が東京高等裁判所の特別な支部として発足したことは、戦後最大の司法改革であり、世界に対し、日本が知的財産の重要性を認識していることを知らしめたものでもある。

そして、安定した権利を迅速に付与するという責務を有する我々の職場においては、平成16年度から5年間にわたり、優れた専門知識を有する外部人材の活用策として研究開発業務経験または知的財産業務経験を通算4年以上有している者を任期付職員（特許審査官補）として年98名採用することが認められ、昨年度につづき、今年度も採用されている。

これまでも、他の職場経験を有する者が審査官として採用されることは珍しいことではなかったが、今回のように同時に大量に審査官を任期付として採用したことはなかった。

この任期付職員の採用は迅速的確な特許審査のための施策ではあるが、その任期が終了する5年乃至10年後には特許審査の経験を有し、専門的な知識を有する大量の人材が民間に供給されることになり、人材フローの発生も予想される。

従来、審査・審判の経験者は、弁理士として、企業における知財担当として、あるいは知財教育に携わるものとして、退職後も知財業界において一定の役割を果たしてきたが、今後審判官を経験しない大量の特許審査経験者が知財界に出て行き、いかなる地位と役割を果たして行くことになるかは明らかではない。

知的財産推進計画2005においても、知財人材育成の総合戦略の推進が謳われてはいるが、今後の継続的な次世代の人材の育成のためには、知財教育を受けた者、弁理士試験合格者、知財業務経験者の各個人のライフプランにまで踏み込んだ人材活用サイクルの検討が必要になるのではないだろうか。